

平成30年度第1回花巻市まち・ひと・しごと創生有識者会議

日 時：平成30年6月27日（水）

午後1時30分～

場 所：本庁舎3階 委員会室

次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 座長あいさつ

4 説 明

（1）これまでの経過と今後の取り組みについて

（2）平成29年度花巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況について

（3）地方創生交付金事業における成果指標の達成状況について

5 そ の 他

6 閉 会

花巻市まち・ひと・しごと創生有識者会議委員名簿

任期：H28.11.11～H30.11.10

区分	団体名	職名	氏名	備考
産業界	花巻農業協同組合	副組合長	たか はし つとむ 高 橋 勉	
	花巻商工会議所	会頭	たか はし ゆたか 高 橋 豊	新委員 H30.6.27～
	花巻工業クラブ	会長	ふじ ぬま ひろ ふみ 藤 沼 弘 文	
	一般社団法人花巻観光協会	会長	ささき へろし 佐々木 博	
行政	県南広域振興局	経営企画部企画推進課 ふるさと振興支援特命課長	あつ み しゅくこ 熱 海 淑 子	
教育	学校法人富士大学	副学長	なか むら しのり 中 村 良 則	座長
	公立大学法人岩手県立大学	特認教授	さい とう しのぶ 齋 藤 俊 明	職務代理者
	岩手県高等学校長協会花巻支会	会長	かん の しん いち 菅 野 慎 一	新委員 H30.6.27～
金融	岩手銀行花巻支店	支店長	みや ざき たか し 宮 崎 孝 志	新委員 H30.6.27～
	花巻信用金庫	理事長	うるし ざわ しのぶ 漆 沢 俊 明	
労働	連合岩手花巻北上地域協議会	副議長	く とう じゅん 工 藤 純	
メディア	岩手日日新聞社花巻支社	支社長	すず き ちか とも 鈴 木 朋 友	
住民代表	花巻市大迫地域協議会	会長	さ とう いたる 佐 藤 格	
	花巻市石鳥谷地域協議会	委員	にた ない えい えつ 似 内 英 悦	
	花巻市東和地域協議会	会長	まつ は たか ひろ 松 葉 孝 博	新委員 H30.6.27～
	花巻市地域自治推進委員会	委員	いわ ぶら まちこ 岩 渕 満 智子	

改正

平成28年 3月15日告示第47号

花巻市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少、流出に歯止めをかけるとともに、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある花巻市を維持する施策を検討するにあたり、専門的見地から意見を聴取するため、花巻市まち・ひと・しごと創生有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 有識者会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に定める「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の効果検証に関すること。
- (3) その他必要と認めること。

(組織)

第3条 有識者会議の委員は、住民代表者並びに産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びメディアの有識者を持って構成し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 有識者会議に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、有識者会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 有識者会議は、市長が招集する。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その意見を聴取

することができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、総合政策部秘書政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日告示第47号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。